

虐待防止委員会 運用指針

(目的)

第1条 虐待防止委員会は、利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、必要に応じ随時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員)

第2条 委員は、各事業所のサービス管理責任者、理事（1名以上）、第三者委員とする。
2. 委員長は、委員の中で互選とする。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。
2. 定時委員会は年2回の開催とする。
3. 委員会は、虐待防止に関する法人事業所内での協議事項が生じた都度に随時開催する。
4. 法人事業所内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。
5. 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおりとする。
2. 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
3. 「虐待早期発見チェックリスト」に従い、必要あるごとに調査を実施する。
4. 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告する。
5. 虐待防止に係る研修を年1回以上行うこととする。
6. 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
7. その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規程等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。
2. 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
3. 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときには職員に直接改善を求め、指導することとする。
4. 委員会は、その他の各委員会（分掌）とも連携をとり利用者の虐待の疑いのあ

る事案や支援等に問題がある場合は、各委員会（分掌）と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

5. 委員会は、委員会での検討結果を職員に周知徹底する。

（閲覧）

第6条 本指針は、利用者やご家族が閲覧できるように事業所への掲示や法人ホームページへ掲載する。

（付則）

1. この指針は、令和4年4月1日より実施する。